

平成16年特定独立行政法人の常勤職員数に関する報告

独立行政法人通則法第60条第2項の規定に基づき、平成16年1月1日現在における同法第2条第2項に規定する特定独立行政法人の常勤職員数について、以下のとおり報告します。

(単位：人)

特定独立行政法人の名称	常勤職員数	備 考
国立公文書館	42	
駐留軍等労働者労務管理機構	400	うち休職者2、育児休業者1
通信総合研究所	423	うち休職者8、派遣職員1、育児休業者1
消防研究所	48	
統計センター	937	うち休職者4、育児休業者10
酒類総合研究所	50	うち停職者1、育児休業者1
造幣局	1,217	うち休職者1、専従職員2、育児休業者1
国立印刷局	5,512	うち休職者3、専従職員13、育児休業者22
国立特殊教育総合研究所	78	
大学入試センター	105	
国立オリンピック記念青少年総合センター	62	うち休職者1
国立女性教育会館	27	
国立国語研究所	60	
国立科学博物館	148	うち育児休業者1
物質・材料研究機構	542	うち休職者1
防災科学技術研究所	107	
放射線医学総合研究所	365	うち休職者1、派遣職員1、育児休業者2
国立美術館	121	うち育児休業者1
国立博物館	221	うち休職者2
文化財研究所	125	
国立健康・栄養研究所	51	
産業安全研究所	49	
産業医学総合研究所	74	
農林水産消費技術センター	512	うち休職者1、育児休業者1
種苗管理センター	333	
家畜改良センター	928	うち休職者1、専従職員1、派遣職員3、育児休業者2
肥飼料検査所	150	
農薬検査所	69	
農業者大学校	42	
林木育種センター	145	うち派遣職員1、育児休業者1

特定独立行政法人の名称	常勤職員数	備 考
さけ・ます資源管理センター	143	
水産大学校	192	
農業・生物系特定産業技術研究機構	2,867	うち休職者2、専従職員1、派遣職員8、育児休業者13
農業生物資源研究所	418	うち育児休業者4
農業環境技術研究所	192	うち専従職員1
農業工学研究所	130	うち派遣職員2、育児休業者1
食品総合研究所	125	うち育児休業者1
国際農林水産業研究センター	161	うち派遣職員5
森林総合研究所	672	うち派遣職員1、育児休業者3
水産総合研究センター	885	うち派遣職員1、育児休業者3
工業所有権総合情報館	55	うち育児休業者1
産業技術総合研究所	3,130	うち休職者3、派遣職員3、育児休業者6
製品評価技術基盤機構	421	うち休職者4、派遣職員1、育児休業者6
土木研究所	212	
建築研究所	98	うち休職者1
交通安全環境研究所	100	うち休職者1
海上技術安全研究所	224	うち休職者1、育児休業者3
港湾空港技術研究所	108	
電子航法研究所	64	うち育児休業者2
北海道開発土木研究所	174	うち休職者1、育児休業者1
海技大学校	82	うち休職者2
航海訓練所	453	うち休職者1、派遣職員5
海員学校	147	
航空大学校	120	うち育児休業者1
自動車検査独立行政法人	873	うち休職者1
国立環境研究所	272	うち休職者2
合 計	25,261	うち休職者44、停職者1、専従職員18、派遣職員32、育児休業者89

(注) この報告における常勤職員とは、常時勤務に服することを要する職員をいい、備考欄に掲げる休職者(国家公務員法第79条の規定による休職の処分を受けた者をいう。)、停職者(国家公務員法第82条の規定による停職の処分を受けた者をいう。)、専従職員(特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第7条第5項の規定により休職者とされた者をいう。)、派遣職員(国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律第2条第1項の規定により派遣された者をいう。)及び育児休業者(国家公務員の育児休業等に関する法律第3条第1項の規定により育児休業をしている者をいう。)を含む(独立行政法人通則法第60条第1項、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第4条)。